

# 仙台市職員共済組合ホームページ（バナー） 広告掲載要綱

令和6年2月29日制定

## （趣旨）

**第1条** この要綱は、仙台市職員共済組合（以下、「共済組合」という。）が開設する外部向けホームページ（以下、「ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定める。

## （定義）

**第2条** 本要綱で用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

### （1） 広告

本要綱が定める規格及び掲載位置に基づき広告主が作成し、ホームページ内に表示される電磁的画像（バナー）で、広告主が指定する別のWebサイトにリンクするものをいう（ただし、共済組合が行う事業に関連して共済組合が自ら掲載するものを除く。）。

### （2） 広告主

自ら広告を作成し自ら掲載しようとする者又は他者の広告を代理して掲載しようとする者をいう。

## （広告の掲載位置、規格等）

**第3条** 広告の掲載位置は、ホームページのトップページ中、メインコンテンツ部分の最下段（フッター部分より上の領域）に横一列に4枠表示される分のうち、最大2枠分に表示することを基本とする。ただし、詳細は共済組合で決定するものとする。

**2** 広告の規格（大きさ）等は、次の各号に掲げるところによる。

（1） 大きさ：縦138ピクセル×横490ピクセル

（2） データ容量：50KB以下

（3） ファイル形式：GIF（アニメーション不可）又はJPEG

**3** 広告の画像及びリンク先のWebサイト（以下、「リンク先サイト」という。）は、共済組合の事業イメージを損なわず、そのデザイン及び色彩については、ホームページと調和の取れたものであるとともに、閲覧者の視覚的負担が大き過ぎないよう十分配慮されたものとする。

## （掲載要件等）

**第4条** 広告及びリンク先サイトは、共済組合の設立理念及び事業目的に照らして相応しく、かつ、相反矛盾しない業種、事業及び広告内容であって、仙台市広告掲載要綱（平成17年10月20日市長決裁）第3条第1項第3号中に掲げられるいずれかの項目に該当する事業等、又は、同項第4項中に掲げられるいずれかの項目に該当する広告内容（リンク先サイトを含む。）を除くものとする。

また、共済組合のホームページであることを踏まえ、その内容及び表現との調和にも十分配慮したものでなければならない。

**2** 前項前段の要件を満たすことの可否については、仙台市広告掲載基準（平成17年10月20日財政局長決裁）第4条及び第5条に示された基準によって判断するものとする。

**3** 前項の基準によっても、なお判断し難い場合にあっては、他の共済組合等における取扱例を参考に、都度、共済組合事務局長（以下、「事務局長」という。）が決定する。

## （広告の掲載期間等）

**第5条** 広告を掲載する1回の期間は、原則として3か月以上、1か月単位で最長12か月までとする。

ただし、継続する期間に対し既申込者が無い等、掲載枠に空きがある場合に限っては、1か月単位

で掲載の延長を妨げないものとする。

2 広告掲載の開始日は月の初日とし、終了日は終了月の翌月開始日の前日とする。

ただし、広告の掲載開始日が土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日又は12月29日から翌年1月3日までに当たる場合は、休日の最終日の翌日を開始日とする。

3 サーバのメンテナンス等、共済組合の都合によりホームページの運営を一時停止する場合であっても、広告主へ事前に通知している限りは、広告の掲載期間に含むものとする。

#### （広告掲載料）

第6条 広告掲載料は、1枠につき、月額5,000円（税込み）とする。ただし、連続する12か月間に掲載する場合においては、50,000円（税込み）とすることができるものとする。

なお、仙台市が出資ないし補助を行う等、同市の実施する施策に深く関連がある事業を行う者については月額3,000円（税込み）に、連続する12か月間に掲載する場合においては30,000円（税込み）に減額できるものとする。

2 広告掲載料の支払いは、申込期間に関わらず、事務局長が指定する日までに一括して支払うものとする。ただし、特段の理由がある場合には、この限りでない。

#### （広告の募集方法及び申込方法）

第7条 広告の募集は、ホームページ等により随時行う。

2 ホームページへの広告掲載を希望する者は、掲載期間初日の1か月前までに広告掲載申込（変更申出）書（様式第1号）にて申込みをするものとする。

#### （広告掲載の審査及び決定）

第8条 事務局長は、前条の申込みがあったとき、第4条に定めるところに基づき、広告主及び広告を審査し、掲載する広告を決定する。ただし、同一の広告主は、同時に2枠以上の広告を掲載することはできないものとする。

2 前項の決定は、広告掲載決定（変更）通知書（様式第2号）をもって決定を受けた申込者へ通知する。

3 申込み数が募集枠を超える場合は、次の各号の順に優先して掲載する。

(1) 契約期間が長いもの

(2) 申込み日が早いもの

(3) 国、政府関係機関、仙台市及び宮城県を含む地方公共団体並びに日常生活に関連する公共的性格を有する団体、私企業等及びこれらに類する者

4 前項各号によっても順位が決まらない場合は、抽選により順位を決定する。

#### （広告内容等の変更）

第9条 事務局長は、次の各号に掲げるとき、掲載が決定された広告であっても、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができるものとする。

(1) 広告内容、デザイン又はリンク先サイトの内容等（以下、「広告内容等」という。）が、第4条に定める要件を満たしていないとき

(2) 広告内容等が、ホームページへの掲載に適当でないとき

#### （広告掲載の取消し）

第10条 事務局長は、次の各号に掲げるとき、広告の掲載を取消し又は一時停止を決定することがで

きるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき又は納付する見込みのないとき
- (2) 指定する期日まで広告原稿（データ形式）の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主の行う事業内容等が、第4条の定める要件を満たさなくなったと判断したとき
- (5) リンク先サイトがコンピューターウイルスによる感染が認められたとき
- (6) 前各号に規定するもののほか、ホームページへの掲載が適当でないとして判断したとき

2 前項の決定は、広告掲載取消（一時停止）決定通知書（様式第3号）をもって決定を受けた申込者へ通知する。

#### （広告原稿等の変更及び決定について）

**第11条** 広告主が止むを得ない事情により、広告の原稿又はリンク先サイトページの変更を求める場合の申出、審査、決定及びその通知に関する取扱いについては、第7条第2項並びに第8条第1項及び第2項の規定を準用する。

#### （広告掲載の取止め）

**第12条** 広告主の都合により広告の掲載を取止めするときは、広告掲載取止め届出書（様式第4号）によって届出をするものとする。

#### （掲載期間の延長）

**第13条** 共済組合の都合で広告の掲載期間中にホームページを一時的に運営停止した場合は、停止日数に応じて、掲載期間を延長することができる。ただし、停止日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間中に共済組合が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長することができる。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

#### （広告掲載料の返還）

**第14条** 前条の規定にかかわらず、広告が掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取消した月以降の納付済み額の総額とする。ただし、事務局長が特段の理由があると認めるときは、広告の掲載ができなくなった日から掲載期間の終了予定日までの日数で日割り計算した額をもって返還することができる。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

4 第1項による広告掲載料の返還を受けようとする者は、広告掲載料返還請求書（様式第5号）により請求をするものとする。

5 第10条第1項第2号から第5号までに掲げる事由により広告の掲載を取り消した場合、又は第12条の規定により広告の掲載を取止めた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

#### （広告主の責任）

**第15条** 内容等及びそれに付随するものに関する責任の一切は、広告主が負うものとする。

#### （雑則）

**第16条** この要綱に定めるもののほか、ホームページへの広告掲載に関する全般的な事項については、

仙台市の取扱いの例による。ただし、特に必要となる事項については、事務局長が別にこれを定める。

#### 附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

## 仙台市職員共済組合ホームページ（バナー）広告掲載申込（変更申出）書

仙台市職員共済組合 理事長 様

申込者 〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)  
連絡先 TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

仙台市職員共済組合ホームページにバナー広告を掲載・変更したいので、下記のとおり申込み(申出)します。

### 記

広 告 掲 載 申 込 者	所在地・住所	〒 _____	
	名 称 代表者役職名・氏名		
	担当者氏名		
	連絡先	TEL	( _____ ) _____
		FAX	( _____ ) _____
		eメール	
業 種			
掲載(変更)希望期間	_____年 月分 から _____年 月分 ( _____ヶ月)		
リンク先URL	http:// _____		
その他の添付資料	広告バナー(電子データ)		
同 意 欄	<input type="checkbox"/> 仙台市税の滞納はありません。 また、広告掲載に関して必要のあるときは、仙台市税の納税状況等について貴共済組合が調査することに同意します。		

担当：仙台市職員共済組合 総務係  
電話：(022)-214-1225  
FAX：(022)-211-0015

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

## 仙台市職員共済組合ホームページ（バナー）広告掲載（変更）決定通知書

(広告主) 様

仙台市職員共済組合理事長 ○○ ○○

年 月 日付で申込みのありました，仙台市職員共済組合ホームページへのバナー広告の掲載につきまして，下記のとおり決定しましたので，通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します。 <input type="checkbox"/> 残念ながら，掲載しません。	
	(理由)	
広告掲載申込者	所在地・住所	
	名称	
	代表者役職名・氏名	
掲載(変更)期間	年 月分 から 年 月分 (ヶ月)	

〔 担当：仙台市職員共済組合 総務係  
電話：(022)－214-1225  
FAX：(022)－211-0015 〕

(様式第3号)

第 号  
年 月 日

仙台市職員共済組合ホームページ（バナー）広告掲載取消（一時停止）決定通知書

(広告主) 様

仙台市職員共済組合理事長 ○○ ○○

仙台市職員共済組合ホームページのバナー広告の掲載につきまして、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> ホームページへの掲載を取消します。 <input type="checkbox"/> ホームページへの掲載を一時停止します。 (取消し・停止日) 年 月 日
【一時停止の場合】 掲載停止期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (ヶ月)
取消（一時停止）事由	

担当：仙台市職員共済組合 総務係  
電話：(022)-214-1225  
FAX：(022)-211-0015

(様式第4号)

年 月 日

## 仙台市職員共済組合ホームページ（バナー）広告掲載取止め申出書

仙台市職員共済組合 理事長 様

申出者  
住 所 〒           —

氏 名  
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)  
連絡先 TEL (           )           —

仙台市職員共済組合ホームページへのバナー広告の掲載を取止めしたいので、下記のとおり申出します。

記

広告掲載取止め申出者	所在地・住所	〒           —	
	名 称 代表者役職名・氏名		
	担当者氏名		
	連絡先	TEL	
FAX			
eメール			
掲載取止め希望日	年   月   日		
取止めの理由			

担当：仙台市職員共済組合 総務係  
電話：(022)－214-1225  
FAX：(022)－211-0015

## 仙台市職員共済組合ホームページ（バナー）広告掲載料返還請求書

仙台市職員共済組合 理事長 様

申込者  
住 所 〒           —

氏 名  
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)  
連絡先 Ⅸ (       )           —

仙台市職員共済組合ホームページへのバナー広告掲載料について、下記のとおり返還を請求します。

### 記

掲載取消日	年 月 日						
請求額	円						
振 込 先	金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合					本店 支店
	預金種別	〔 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 〕					
	口座番号						
	(フリガナ) 口座名義人						

※ 「口座名義人」は、請求者本人として下さい。

担当：仙台市職員共済組合 総務係  
電話：(022)－214-1225  
FAX：(022)－211-0015